

学校法人トヨタ学園寄附行為

(規程第 0 号)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人トヨタ学園という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市天白区久方2丁目12番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従って学校教育を行い、本学建学の精神「研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし」に基づいて豊かな人間性と総合的な視野ならびに広い学識を備えた人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 豊田工業大学 大学院 工学研究科
工学部 先端工学基礎学科

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営にあてるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 賃家業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 11 名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 この法人に、評議員 12 名以上 26 名以内を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

4 評議員の総数（評議員現在数，以下同じ。）は，理事の総数（理事現在数，以下同じ。）を超える数でなければならない。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事のうちから理事会で選任した者3名、評議員のうちから評議員会で選任した者3名とする。ただし、必要に応じて、理事及び評議員以外の者のうちから理事会及び評議員会で選任した3名以内の学外有識者を加えることができる。

- 2 理事選任機関の構成員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の定めにかかわらず、第1項の構成員が理事又は評議員の職を失った場合は、構成員の職を失うものとする。
- 4 理事会及び評議員会は、欠員により、理事選任機関の構成員の数が第1項に定める数を下回ることのないように補充を行わなければならない。なお、任期の満了前に退任した構成員の補充のため選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事選任機関は、理事長が招集する。
- 6 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第3項に規定する者をいう。以下この項及び第30条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規則で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

（理事の選任）

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 豊田工業大学 学長（ただし、理事選任機関において選任した者） 1名
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 5名～10名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

（理事の資格及び構成）

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

- 2 理事には、理事会を適正に運営するために、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

（理事の任期）

第10条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第 11 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
 - 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。
 - 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から 2 週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から 2 週間を経過した日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
 - 4 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第 12 条 理事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

- 2 理事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 2 節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第 13 条 理事会は、すべての理事で組織する。

(理事会の権限)

第 14 条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事の総数の過半数の議決により選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 必要に応じて理事（理事長を除く。）のうち若干名を副理事長、専務理事及び常務理事とし、前項の手続きを準用して選定することができる。副理事長、専務理事及び常務理事の職を解職するときも、同様とする。
- 4 副理事長、専務理事及び常務理事のうち 1 名を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

- 5 副理事長、専務理事及び常務理事（代表業務執行理事を除く。）を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 7 副理事長は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。
- 8 専務理事は、理事会の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐するとともに、この法人の業務を執行する。
- 9 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長、副理事長及び専務理事を補佐するとともに、この法人の業務を執行する。
- 10 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

（代表権の制限）

第 16 条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第 17 条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3 月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 3 節 理事会の運営

（招集）

第 18 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第 19 条 理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。

- 2 前条第 2 項及び第 4 項並びに第 30 条第 2 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第 20 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、議決に加わることができる理事の総数の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の決議については理事の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併
- (3) この寄附行為の変更
- (4) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (5) 第 69 条第 1 項各号に定める書類の承認
- (6) 基本財産の処分
- (7) 多額の借財及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 残余財産の帰属者の決定
- (9) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 理事は、書面又は電磁的方法により、理事会の議決に加わることができる。ただし、議決しようとする特定事項について、あらかじめ賛否の意思を表示した者は出席者とみなすが、ほかの者を代理人として表決を委任することはできない。

（業務の決定の委任）

第 21 条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第 22 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第 49 条第 2 項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

（常任理事会）

第 23 条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会の構成員は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び第 8 条第 1 項第 1 号に規定する理事とする。

3 常任理事会は、理事長が招集する。

4 常任理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。

5 前各項のほか、常任理事会について必要な事項は別に定める。

第 5 章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第24条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第25条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

- 2 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)が含まれてはならない。
- 3 監事は、相互に親族その他特殊の関係を有してはならない。

(監事の任期)

第26条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第27条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第28条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

（監事に欠員を生じた場合の措置）

- 第 29 条 監事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。
- 2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 2 節 職務等

（監事の職務）

第 30 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- （1）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること
 - （2）この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - （3）理事会及び評議員会に出席して意見を述べること
 - （4）この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること
 - （5）前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること
 - （6）前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（常勤監事の選定及び解職）

第 31 条 監事のうち 1 名を常勤監事とすることができる。常勤監事の選定及び解職は、監事の過半数の合意をもって行う。

（調査権限等）

- 第 32 条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第 33 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 6 章 評議員会及び評議員

第 1 節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第 34 条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員選任委員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 2 名以上 5 名以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上のもののうちから選任した者 2 名以上 6 名以内
- (3) 学識経験者のうちから選任した者 8 名以上 15 名以内
- 2 前項第 1 号に掲げる者である評議員の数は、評議員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 第 1 項第 1 号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 4 評議員選任委員会の構成員は、理事のうちから理事会で選任した者 3 名、評議員のうちから評議員会で選任した者 3 名とする。ただし、必要に応じて、理事及び評議員以外の者のうちから理事会及び評議員会で選任した 3 名以内の学外有識者を加えることができる。
- 5 評議員選任委員会は、評議員の数が第 1 項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。
- 7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任委員会運営規則において定める。

(評議員の資格)

第 35 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

- 2 評議員には、評議員会を適正に運営するために、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 36 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 37 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員選任委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第 2 節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第 38 条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第 39 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分及び譲受け
- (2) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (3) 寄附金品の募集に関する事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併
- (3) この寄附行為の変更
- (4) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (5) 基本財産の処分
- (6) 多額の借財及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (7) 残余財産の帰属者の決定
- (8) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

(理事の行為の差止めの求め)

第40条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第33条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第41条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第42条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第43条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第 44 条 前条第 2 項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第 4 項各号に掲げる事項を定め、ほかの評議員に対し、書面又は電磁的方法（ほかの評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第 45 条 第 30 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 43 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第 46 条 前 3 条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第 47 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第 48 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議

3 前 2 項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 前 3 項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。ただし、議決しようとする特定事項についてあらかじめ賛否の意思を表示した者は出席者とみなすが、ほかの者を代理人として表決を委任することはできない。

（議事録）

第 49 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）

第 50 条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第 51 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 すべての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 会計監査人

第 1 節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第 52 条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 53 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、その定時評議員会において別段の議決がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第 54 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第 55 条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第 56 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第 2 節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第 57 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 9 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第 58 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 59 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会における決議を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会における決議を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 60 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

3 役員及び評議員には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給してはならない。

(責任限定契約)

第 61 条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第 10 章 資産及び会計

(資産)

第 62 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 63 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定にしたがって基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 64 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会における決議を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 65 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 66 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 67 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 68 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会の決議を得なければならない。多額の借財及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 69 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の決議による承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その同意を得なければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧)

第 70 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 76 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除くとして、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第 71 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

第 11 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 72 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会における理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 12 章 解散及び合併

(解散)

第 73 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会の決議
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第 1 号又は第 2 号の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 74 条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会の決議を得たうえで、理事会により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益財団法人若しくは公益社団法人に帰属する。

(合併)

第 75 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 13 章 補 則

(情報の公表)

第 76 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第 77 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(保有株式の管理)

第 78 条 この法人が保有する株式について、その発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償で募集株式の発行又は自己株式の処分を受けること
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛頒布書類の受領

- 2 この法人が保有する株式の配当の一部を豊田工業大学大学院博士後期課程の学生に対する学資として支給する。学資の支給の対象となる者を選考するため、理事会又は評議員会において選出される教育関係者又は学識経験者などにより組織される選考委員会を設ける。

(施行規則)

第 79 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 56 年 1 月 16 日）から施行する。
- 2 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 59 年 3 月 19 日）から施行する。
- 3 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 63 年 10 月 20 日）から施行する。
- 4 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 7 月 28 日）から施行する。
- 5 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 7 月 13 日）から施行する。
- 6 この改正寄附行為は、平成 18 年 3 月 29 日から施行する。
- 7 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 10 月 15 日）から施行する。
- 8 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 26 年 10 月 1 日）から施行する。
- 9 令和 2 年 3 月 16 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 7 月 31 日）から施行する。
- 11 令和 7 年 1 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和 7 年度の定時評議員会の終結のときまでは、なお従前の例による。
- 13 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員であって、令和 7 年度の定時評議員会の日よりも後に任期が満了するものの任期については、その終期を令和 7 年度の定時評議員会の終結のときまで短縮する。
- 14 この寄附行為の施行の後、初めて選任される役員の任期については、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 15 この寄附行為の施行の後、理事会から初めて選出される理事選任機関の構成員の任期については、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

制 定	昭和 47 年 03 月 21 日
改正 1 回	昭和 51 年 06 月
改正 2 回	昭和 56 年 01 月 16 日
改正 3 回	昭和 59 年 03 月 19 日
改正 4 回	昭和 63 年 10 月 20 日
改正 5 回	平成 12 年 07 月 28 日
改正 6 回	平成 17 年 07 月 13 日
改正 7 回	平成 18 年 03 月 29 日
改正 8 回	平成 20 年 10 月 15 日
改正 9 回	平成 26 年 10 月 01 日
改正 10 回	令和 2 年 3 月 16 日
改正 11 回	令和 2 年 7 月 31 日
改正 12 回	令和 7 年 1 月 24 日